

「流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例（案）」及び「流山市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（案）」に係るパブリックコメント手続実施要領

## 1 目的

「流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例」及び「流山市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」を策定するに当たり、流山市市民参加条例（平成24年流山市条例第19号）第6条第1項第2号のパブリックコメント手続として、広くその素案を公表し、市民等の意見等を求め、提出された意見等を多面的かつ総合的に検討し、提出された意見等に対する市の考え方を公表するものです。

## 2 条例制定の背景

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の制定により、これまで全国一律として国が定めてきた基準施策等を地方自治体が自らの条例により定めることが求められ、市もこれに対応してきました。

これらに続き、平成25年6月14日付けで地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号。以下「第三次一括法」という。）が公布され、平成26年4月1日に施行されました。これにより、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の一部が改正され、今までは国が定める省令により定まっていた地域包括支援センター及び指定介護予防支援事業者に係る基準等を市の条例で定めることとなりました。

なお、当該条例は、平成27年4月1日までに施行することとされており、当該条例が施行されるまでは、当該条例を制定する際の基準

として示した国の省令に定める基準が、当該条例の代わりとなることが第三次一括法に定められています。

### 3 条例で定める基準

- (1) 地域包括支援センターの職員に係る基準
- (2) 指定介護予防支援に従事する従業者の資格に関する基準及び配置する従業者の員数に関する基準
- (3) 指定介護予防支援の事業の運営に関する基準
- (4) 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
- (5) 指定介護予防支援事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格に係る基準

### 4 条例の制定に係る考え方

国は、市が本条例を定めるに当たっての基準を省令で示しています。当該基準と本条例で定める内容とが異なることに対する許容の範囲は、次のように決まっています。

- (1) 参酌すべき基準 市が十分に参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される。
- (2) 従うべき基準 条例の内容は必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内において地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるが、異なる内容を定めることは許されない。

### 5 条例（案）等

- (1) 流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例（案）（別添1）
- (2) 流山市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（案）（別添2）
- (3) 流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例（案）及び解説（別添3）
- (4) 流山市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する

基準等を定める条例（案）及び解説（別添４）

（５）介護保険法（抜粋）（別添５）

（６）介護保険法施行規則（抜粋）（別添６）

（７）指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（別添７）

## 6 条例（案）等の公表方法

### （１）閲覧場所

ア 介護支援課（市役所第２庁舎１階）

イ 情報公開コーナー（市役所第１庁舎２階）

ウ 市内各出張所、各公民館及び各福祉会館

エ 流山市高齢者福祉センター森の倶楽部

オ 流山市立中央図書館

カ 流山市立森の図書館

キ 市民活動推進センター（生涯学習センターＣ館３階）

ク 各地域包括支援センター

※ウ及びクの詳細は、別添８を御参照ください。

### （２）流山市ホームページ

## 7 意見等が提出できる方

（１）市内に住所を有する者

（２）市内に事務所又は事業所を有するもの

（３）市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

（４）市内に存する学校に在学する者

## 8 意見等の募集期間

平成２６年９月１日（月）～平成２６年９月３０日（火）【必着】

## 9 意見等の提出方法

意見等は、別紙第１号様式及び第２号様式（任意様式も可）に住所及び氏名を明記の上、郵便、ファクシミリ、電子メール又は書面を持参のいずれかの方法で提出して下さい。

## 1 0 その他

- (1) 意見等の募集期間終了後、全ての意見等を整理した上で条例策定の参考にさせていただきます。意見等に対する市の考え方については、介護支援課（市役所第2庁舎1階）、情報公開コーナー（市役所第1庁舎2階）及び流山市ホームページで公表します。  
なお、提出いただいた意見等に対する個別回答はいたしません。
- (2) 電話・口頭での意見等は、パブリックコメント手続の意見等としては取り扱えません。

## 1 1 問い合わせ及び提出先

〒270-0192

流山市平和台1丁目1番地の1

流山市健康福祉部介護支援課介護予防係

（市役所第2庁舎1階）

TEL 04-7150-6531

FAX 04-7159-5055

電子メール [kaigo@city.nagareyama.chiba.jp](mailto:kaigo@city.nagareyama.chiba.jp)